

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

本年1月22日に、核兵器禁止条約が発効し、核兵器は違法のものとなった。条約では、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を違法行為として禁止し、抜け穴を許さないものとなっている。

核兵器廃絶は日本のみならず、世界人類共通の目標であり、2021年1月22日現在、批准国も含め条約に署名している国・地域は86にのぼる。

アメリカの核の傘に頼る安全保障政策をとっている日本政府は、核兵器禁止条約には参加しない姿勢を取り続けているが、世界唯一の被爆国である我が国こそが、率先して核兵器の非人道性と違法性を世界に認識させ、核廃絶への道筋を示すことは責務でもあり、条約は被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

本市議会は既に平成30年3月23日付で同趣旨の意見書を採択しているが、国際法において違法となった情勢の変化が起こり、非核平和都市宣言のまちとして改めて本意見書を提出する次第である。

よって核兵器全面廃絶にむけて、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月19日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿
外務大臣 茂木 敏充 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 山東 昭子 殿

藤枝市議会
議長 大石 保幸